

「封印取付け受託者準則」（平成１８年１０月３０日秋運登第４２６号）の一部改正について〔新旧対照表〕

改 正 案	現 行
封印取付け受託者準則 （適用） 第１条 受託者は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに通達に定める規定によるほか、この準則の定めるところに従って、封印の取付けに関する業務を行わなければならない。 （定義） 第２条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 受託者 封印取付け委託を受けた者 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 三 乙種受託者 （１） 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者 ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）	封印取付け受託者準則 （適用） 第１条 受託者は、道路運送車両法（以下「車両法」という。）、同法施行令及び同法施行規則並びに通達に定める規定によるほか、この準則の定めるところに従って、封印の取付けに関する業務を行わなければならない。 （定義） 第２条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 受託者 封印取付け委託を受けた者 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 三 乙種受託者 （１） 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者 ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第 11 条第 2 項（自動車登録令第 4 3 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

（２） 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成 25 年 3 月 8 日付け国自情第 239 号）に定める輸入業者であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

四 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第 11 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号（自動車登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 車両法第 11 条第 2 項（自動車登録令第 4 3 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

（２） 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成 25 年 3 月 8 日付け国自情第 239 号）に定める輸入業者であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

四 丙種受託者

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（法第 14 条第 1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第 40 条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第 11 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号（自動車登録令第 43 条の規定に係る場合を含む。）又は第 4 項若しくは第 6 項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

五 丁種受託者

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が秋田運輸支局に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要なとなる封印の取付け委託を受けた者

- ア 当該自動車（第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

六 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

七 有償受託者 第20条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（管轄区域外の自動車の封印）

第3条 甲種受託者は、全ての自動車に係る車両法第11条第4項又は第6項の封印の取付けを行おうとする場合は、書面により秋田運輸支局長（以下「支局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の書面を提出した甲種受託者は、全ての自動車に対応できる封印を適切に管理するとともに、封印の取付けは第9条の規定による自動車登録番号標の封印取付け依頼書を受理することにより行うこととする。ただし、甲種受託者の分室にあっては封印の取付け業務のみに限定する。

五 丁種受託者

行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、その所属する行政書士が秋田運輸支局に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要なとなる封印の取付け委託を受けた者

- ア 当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

六 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

七 有償受託者 第20条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

（管轄区域外の自動車の封印）

第3条 甲種受託者は、全ての自動車に係る車両法第11条第4項又は第6項の封印の取付けを行おうとする場合は、書面により秋田運輸支局長（以下「支局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の書面を提出した甲種受託者は、全ての自動車に対応できる封印を適切に管理するとともに、封印の取付けは第9条の規定による自動車登録番号標の封印取付け依頼書を受理することにより行うこととする。ただし、甲種受託者の分室にあっては封印の取付け業務のみに限定する。

（封印の取付け責任者等）

- 第4条 受託者は、封印の取付けを行う事業所ごとに封印取付け責任者を選任し、封印取付け責任者のもとに封印の取付け、保管及び出納事務を処理させるとともに、封印の取付けの際は当該自動車の自動車登録番号標及び車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認させなければならない。
- 2 甲種受託者は、封印の取付けを行う分室ごとに分室管理責任者を選任し、分室管理責任者のもとに前項の業務を行わせなければならない。
- 3 甲種受託者は、関係法令等の遵守の徹底を図るため、封印取付け責任者に分室の職員に対する研修を必要に応じ実施させなければならない。

（標識及び掲示）

- 第5条 甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に、標識及び封印取付け業務の取扱時間を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。なお、分室においても準ずるものとする。
- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に標識を掲げ、「取付けを行う業務の範囲」には封印取付け委託書の委託する業務の範囲を表示するものとする。なお、「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示しても差し支えないものとする。

（封印の前渡し）

- 第6条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式「兼受領証」）を提出しなければならない。
- 2 丁種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式の2「兼受領証」）を提出しなければならない。
- 3 前項の封印の前渡しを受けようとする数量は、取付け計画の3月分を限度とする。

（封印の受領証）

- 第7条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

（封印の取付け責任者等）

- 第4条 受託者は、封印の取付けを行う事業所ごとに封印取付け責任者を選任し、封印取付け責任者のもとに封印の取付け、保管及び出納事務を処理させるとともに、封印の取付けの際は当該自動車の自動車登録番号標及び車台番号が当該自動車検査証に記載された自動車登録番号及び車台番号と同一であることを確認させなければならない。
- 2 甲種受託者は、封印の取付けを行う分室ごとに分室管理責任者を選任し、分室管理責任者のもとに前項の業務を行わせなければならない。
- 3 甲種受託者は、関係法令等の遵守の徹底を図るため、封印取付け責任者に分室の職員に対する研修を必要に応じ実施させなければならない。

（標識及び掲示）

- 第5条 甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に、標識及び封印取付け業務の取扱時間を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。なお、分室においても準ずるものとする。
- 2 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては、封印の取付けを行う事業場に標識を掲げ、「取付けを行う業務の範囲」には封印取付け委託書の委託する業務の範囲を表示するものとする。なお、「封印取付け委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示しても差し支えないものとする。

（封印の前渡し）

- 第6条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式「兼受領証」）を提出しなければならない。
- 2 丁種受託者は、支局長から封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申出書（第1号様式の2「兼受領証」）を提出しなければならない。
- 3 前項の封印の前渡しを受けようとする数量は、取付け計画の3月分を限度とする。

（封印の受領証）

- 第7条 甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

- 2 丁種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式の2「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

（封印受払簿等）

第8条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（第2号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 封印受払簿への記録は、受け入れ、取付け、打損、紛失等受け払いの事由を明らかにしておかなければならない。

- 3 受託者は、封印取付け事業場ごとに封印取付け簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第3号様式の2）を備え、封印を取付けた自動車を明らかにしておかなければならない。なお、甲種受託者にあつては、第3号様式の必要事項を満たしたものであつて、支局長に届け出たものであれば第3号様式に代えて使用することができる。

- 4 封印受払簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保存しておかなければならない。

（自動車登録番号標の再封印）

第9条 再封印（乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は管轄区域内に限る。）にあつては、自動車登録番号標の封印取付け依頼書（甲種受託者にあつては第4号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第4号様式の2（以下「依頼書」という。））を受託者が受理することにより行うこととする。

（封印の保管）

第10条 受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設等に厳重に保管しなければならない。

（封印の打損・紛失）

第11条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印があるときは、第14条の封印取付け報告書に添えて支局長に返納しなければならない。

- 2 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で支局長に報告しなければならない。

- 2 丁種受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領証（第1号様式の2「兼前渡し申出書」）を支局長に提出しなければならない。

（封印受払簿等）

第8条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（第2号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 封印受払簿への記録は、受け入れ、取付け、打損、紛失等受け払いの事由を明らかにしておかなければならない。

- 3 受託者は、封印取付け事業場ごとに封印取付け簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第3号様式の2）を備え、封印を取付けた自動車を明らかにしておかなければならない。なお、甲種受託者にあつては、第3号様式の必要事項を満たしたものであつて、支局長に届け出たものであれば第3号様式に代えて使用することができる。

- 4 封印受払簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保存しておかなければならない。

（自動車登録番号標の再封印）

第9条 再封印（乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は管轄区域内に限る。）にあつては、自動車登録番号標の封印取付け依頼書（甲種受託者にあつては第4号様式、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第4号様式の2（以下「依頼書」という。））を受託者が受理することにより行うこととする。

（封印の保管）

第10条 受託者は、封印の紛失、盗難等がないよう施錠のできる施設等に厳重に保管しなければならない。

（封印の打損・紛失）

第11条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印があるときは、第14条の封印取付け報告書に添えて支局長に返納しなければならない。

- 2 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で支局長に報告しなければならない。

（封印取付け届出書）

第 1 2 条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、支局長に封印取付け届出書（第 5 号様式）を 2 通提出しなければならない。

（出張封印確認書）

第 1 3 条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面（第 1 5 号様式）と同等と認める書面を支局長に原則 2 通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第 1 4 条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月 1 0 日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書（第 6 号様式）を支局長に提出しなければならない。

2 甲種受託者が前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の受払を記録した封印取付け報告書の内訳一覧表（第 7 号様式）及び第 9 条の依頼書を添付しなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者が第 1 項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した封印取付け簿（第 3 号様式の 2）の写し及び第 9 条の依頼書を添付しなければならない。

（承認申請）

第 1 5 条 受託者は、事業場の位置を変更しようとするとき、又は封印取付け業務を廃止しようとするときは、あらかじめ支局長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認申請書の様式は第 8 号様式とする。

（変更届出等）

第 1 6 条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに支局長に届出書（第 9 号様式）を提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号の届出には、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本、商業登記簿抄本又は住民票等）を添付するものとする。

（封印取付け届出書）

第 1 2 条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、支局長に封印取付け届出書（第 5 号様式）を 2 通提出しなければならない。

（出張封印確認書）

第 1 3 条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面（第 1 5 号様式）と同等と認める書面を支局長に原則 2 通提出しなければならない。

（封印取付け報告書）

第 1 4 条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月 1 0 日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付け報告書（第 6 号様式）を支局長に提出しなければならない。

2 甲種受託者が前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の受払を記録した封印取付け報告書の内訳一覧表（第 7 号様式）及び第 9 条の依頼書を添付しなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者が第 1 項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した封印取付け簿（第 3 号様式の 2）の写し及び第 9 条の依頼書を添付しなければならない。

（承認申請）

第 1 5 条 受託者は、事業場の位置を変更しようとするとき、又は封印取付け業務を廃止しようとするときは、あらかじめ支局長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認申請書の様式は第 8 号様式とする。

（変更届出等）

第 1 6 条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに支局長に届出書（第 9 号様式）を提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号の届出には、変更の事実が確認できる書類（戸籍抄本、商業登記簿抄本又は住民票等）を添付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
 - 二 法人にあっては、その代表者に変更があったとき。
 - 三 事業場の名称に変更があったとき。
 - 四 封印取付け責任者に変更があったとき。
- 2 甲種受託者は、新たに分室を設置しようとするときは、次に掲げる書類を添えた分室設置届（第10号様式）を支局長に提出しなければならない。
- 一 分室を他に委嘱する場合は、委嘱先の事業概要書（第11号様式）
 - 二 分室の分室管理責任者選任書（第12号様式）
 - 三 分室の封印取付け業務処理機構図
- 3 甲種受託者が委託する分室にあっては、次の各号に該当する場合はすみやかに支局長に届出（第13号様式）するものとする。
- 一 分室の位置を変更しようとするとき。
 - 二 分室の業務を廃止しようとするとき。
 - 三 分室の管理責任者に変更があったとき。

（手数料額）

第17条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

（手数料の請求）

- 第18条 有償受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて、支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印取りつけ件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

（手数料の支払）

第19条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

- 一 氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
 - 二 法人にあっては、その代表者に変更があったとき。
 - 三 事業場の名称に変更があったとき。
 - 四 封印取付け責任者に変更があったとき。
- 2 甲種受託者は、新たに分室を設置しようとするときは、次に掲げる書類を添えた分室設置届（第10号様式）を支局長に提出しなければならない。
- 一 分室を他に委嘱する場合は、委嘱先の事業概要書（第11号様式）
 - 二 分室の分室管理責任者選任書（第12号様式）
 - 三 分室の封印取付け業務処理機構図
- 3 甲種受託者が委託する分室にあっては、次の各号に該当する場合はすみやかに支局長に届出（第13号様式）するものとする。
- 一 分室の位置を変更しようとするとき。
 - 二 分室の業務を廃止しようとするとき。
 - 三 分室の管理責任者に変更があったとき。

（手数料額）

第17条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

（手数料の請求）

- 第18条 有償受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて、支局長に手数料を請求することができる。
- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印取りつけ件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

（手数料の支払）

第19条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(無償受託)

第20条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書(第14号様式)をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

附 則

1. この準則は、平成18年11月1日から施行する。
2. この準則の施行に伴い、平成17年3月24日秋運登第462号「封印取付け受託者準則」は廃止する。

附 則

この準則は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成27年5月27日から施行する。
但し、この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者の様式の施行については、平成27年7月1日からとする。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成28年2月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

この準則は、平成30年1月4日から施行する。

(無償受託)

第20条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書(第14号様式)をもって通知することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

附 則

1. この準則は、平成18年11月1日から施行する。
2. この準則の施行に伴い、平成17年3月24日秋運登第462号「封印取付け受託者準則」は廃止する。

附 則

この準則は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成27年5月27日から施行する。
但し、この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者の様式の施行については、平成27年7月1日からとする。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成28年2月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

1. この準則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

附 則

この準則は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

1. この準則は、平成30年9月1日から施行する。
2. この準則の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っている者は、この準則により委託を受けたものとみなす。

様式 第1号様式～第15号様式

様式 第1号様式（一部改正）
第1号様式の2（新規追加）
第2号様式～第4号様式（変更なし）
第4号様式の2（一部改正）
第4号様式の3～第15号様式（変更なし）